

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(二・情報公開課)	条 例
職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(三・人事課)	
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(四・人事課)	
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(五・財政課)	
特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(六・税務課)	
秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(七・市町村課)	
地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例(八・市町村合併支援室)	
秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(九・長寿社会課)	
秋田県太平洋療育園使用料等徴収条例及び秋田県心身障害者コ口ニ一使用料等徴収条例の一部を改正する条例(一〇・障害福祉課)	
秋田県高清水園使用料徴収条例(一一・障害福祉課)	
秋田県阿桜園使用料徴収条例(一二・障害福祉課)	
秋田県水林通勤寮使用料徴収条例(一三・障害福祉課)	
秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例(一四・障害福祉課)	
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(一五・県民文化政策課)	
秋田県環境基本条例の一部を改正する条例(一六・環境政策課)	
秋田県環境保全センター事業特別会計条例(一七・環境整備課)	
旅館業法施行条例の一部を改正する条例(一八・生活衛生課)	
理容師法施行条例の一部を改正する条例(一九・生活衛生課)	
美容師法施行条例の一部を改正する条例(二〇・生活衛生課)	
と畜場法施行条例(二一・生活衛生課)	
秋田県立自然公園条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例(二二・	

自然保護課)

秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例(二三・自然保護課)	
秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(二四・森林環境対策室)	
秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例(二五・農畜産振興課)	
秋田県漁船登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(二六・水産漁港課)	
秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例(二七・水産漁港課)	
秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例(二八・都市計画課)	
秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例及び秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例(二九・都市計画課)	
都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例(三〇・都市計画課)	
秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(三一・都市計画課)	
砂防法施行条例(三二・砂防課)	
秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(三三・港湾空港課)	
臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例(三四・港湾空港課)	
秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(三五・建築住宅課)	
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(三六・教育庁総務課)	
秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(三七・保健体育課)	
秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例(三八・議員提出)	

この号で公布された条例のあらまし

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一号)

- 1 公開請求に係る行政文書に記録されている独立行政法人等並びにその役員及び職員に関する情報の公開について、国及び公務員に関する情報と同様に取り扱うこととした。
- 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第三号)

- 1 日本郵政公社法(平成一四年法律第九七号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成一四年法律第九九号)の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 職員等の旅費に関する条例(昭和二八年秋田県条例第六三三号)
- (二) 秋田県税条例(昭和二九年秋田県条例第二四号)
- (三) 秋田県道路占用料徴収条例(昭和四三年秋田県条例第一八号)
- (四) 秋田県公害紛争処理条例(昭和四五年秋田県条例第五〇号)
- (五) 秋田県立都市公園条例(昭和五〇年秋田県条例第七号)

- 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四号)

- 1 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成一四年法律第六三三号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五号)

- 1 児童福祉法関係手数料
保育士の登録等に関する事務に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。(第四条関係)

保育士の登録の申請	一件につき	四、二〇〇円
保育士登録証の書換え交付の申請	一件につき	一、六〇〇円

保育士登録証の再交付の申請

一件につき 一、一〇〇円

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料

- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成一四年法律第八八号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一四条関係)

3 その他

- (一) 1は平成一五年一月二十九日から、2は同年四月一六日から、(二)は同月一日から施行することとした。
- (二) 平成一五年一月二十九日前に保育士の登録を申請する者から、登録に関し必要な準備として県が行う事務について一件につき四、二〇〇円の手数を徴収することとした。(附則第二項及び第三項関係)

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(秋田県条例第六号)

1 趣旨

- この条例は、特定非営利活動の健全な発展に資するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成一〇年法律第七号)第二条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。)に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 県民税の均等割の課税免除

- (一) 地方税法施行令(昭和五五年政令第二四五号)第七条の四に規定する事業(以下「収益事業」という。)を行わない特定非営利活動法人に対しては、県民税の均等割を課さないこととした。(第二条第一項関係)
- (二) 収益事業を行う特定非営利活動法人に対しては、当該収益事業の全部が国又は地方公共団体から委託された事業であるときは、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課さないこととした。(第二条第二項関係)

3 不動産取得税の課税免除

- 特定非営利活動法人が直接特定非営利活動の用に供する不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さないこととした。(第三条関係)

4 自動車取得税の課税免除

- 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動の用に供する自動車は無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さないこととした。(第四条関係)

5 課税免除に係る申請
 2 から4までの課税免除を受けようとする者が提出する申請書の提出期限及び提出先を定めることとした。(第五条関係)

6 その他
 (一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
 (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
 (三) 秋田県税条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七号)

1 市町村が処理する事務に母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第二二九号)に基づく母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務を追加することとし、次により処理することとした。(第二条の表一の二の項関係)

(一) 資金の貸付けの申請の内容に関する調査は、秋田市を除く市が処理することとした。

(二) (一)のほか、規則で定める事務は、秋田市を除く市町村が処理することとした。

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二条の表九の項関係)

3 租税特別措置法(昭和三二年法律第二六号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二条の表二の項関係)

4 都市計画法(昭和四三年法律第一〇〇号)に基づき開発行為の許可の申請の受理及び県への送付等の事務は、秋田市を除く市町村(現行都市計画区域を有する市)が処理することとした。(第二条の表一三の項関係)

5 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。ただし、2は同月一六日から、3は公布の日から施行することとした。

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

1 以上の町を廃止し、廃止する町の区域の全部を含む区域をもって新たに町となるべき普通地方公共団体を設置する場合(当該廃止及び設置により町又は村の数が減少する場合に限る。)は、当該町となるべき普通地方公共団体が地方自治法第八条の規定の施行に関する条例(昭和三三年秋田県条例第三四号)第二条に定める町としての要件のいずれかを備えていない場合であっても、その要件を備えているものとみなすこととした。

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 地方自治法第八条の規定の施行に関する条例第二条の特例に関する条例(昭和二十九年秋田県条例第四号)は、廃止することとした。

秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九号)

1 平成一五年度から平成一七年度までの市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合を、〇〇〇分の一(現行一、〇〇〇分の五)とすることとした。

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県太療育園使用料等徴収条例及び秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

1 秋田県太療育園使用料等徴収条例(昭和三四年秋田県条例第九号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 秋田県太療育園において、児童短期入所及び知的障害者短期入所に係る支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第二条関係)

(二) (一)の使用料は、使用した日の属する月の翌々月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

2 秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例(平成二年秋田県条例第一三三号)の一部改正(第二条による改正)

(一) 秋田県心身障害者コロニーにおいて、知的障害者短期入所に係る支援、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び児童短期入所に係る支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

(二) (一)の使用料は、知的障害者短期入所又は児童短期入所にあつては使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援にあつては使用した月の翌月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

3 その他

(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
 (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県高清水園使用料徴収条例(秋田県条例第一一号)

1 秋田県高清水園において、児童短期入所に係る支援、知的障害者短期入所に係る支援及び知的障害者更生施設支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その

額を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

2 1の使用料は、児童短期入所又は知的障害者短期入所にあつては使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援にあつては使用した月の翌月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

3 その他
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県阿桜園使用料徴収条例(秋田県条例第二二号)

1 秋田県阿桜園において、児童短期入所に係る支援、知的障害者短期入所に係る支援及び知的障害者更生施設支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

2 1の使用料は、児童短期入所又は知的障害者短期入所にあつては使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援にあつては使用した月の翌月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

3 その他
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県水林通動寮使用料徴収条例(秋田県条例第二三三号)

1 秋田県水林通動寮において、知的障害者通動寮支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

2 1の使用料は、使用した月の翌月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

3 その他
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例(秋田県条例第一四四号)

1 秋田県身体障害者更生訓練センターにおいて、身体障害者短期入所に係る支援及び身体障害者更生施設支援を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

2 1の使用料は、身体障害者短期入所にあつては使用した日の属する月の翌々月の末日までに、身体障害者更生施設支援にあつては使用した月の翌月の末日までに徴収することとした。(第三条関係)

3 その他

(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一五五号)
1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成一四年法律第一七三三号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 その他
(一) この条例は、平成一五年五月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県環境基本条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一六六号)

1 自然環境保全法(昭和四七年法律第八五号)に基づく自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関は、秋田県環境審議会とすることとした。(第二八条関係)

2 秋田県環境審議会の委員の定数を三五人(現行三三人)とすることとした。(第二九条関係)

3 秋田県環境審議会の部会に關する規定を整備することとした。(第三二条関係)

4 その他
(一) この条例は、平成一五年六月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
(三) 次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。
(1) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に關する条例(昭和三一年秋田県条例第三五五号)

(2) 秋田県立自然公園条例(昭和三三年秋田県条例第三八八号)
(3) 秋田県自然環境保全条例(昭和四八年秋田県条例第二三三号)

秋田県環境保全センター事業特別会計条例(秋田県条例第一七七号)

1 秋田県環境保全センターの整備及び管理を行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、秋田県環境保全センター事業特別会計を設置することとした。

2 その他
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) 秋田県環境保全センター維持管理基金条例(平成一二年秋田県条例第五三三号)について所要の規定の整理を行うこととした。

- 1 旅館業法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一八号)
 - 1 地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令(平成一四年政令第三二九号)による旅館業法施行令(昭和三二年政令第一五二号)の一部改正に伴い、旅館業の営業施設の構造設備の基準を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

- 1 理容師法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一九号)
 - 1 地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令による理容師法施行令(昭和二八年政令第三三三号)の一部改正に伴い、理容師が理容所以以外の場所で行うことができる場合を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

- 1 美容師法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二〇号)
 - 1 地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令による美容師法施行令(昭和三二年政令第二七七号)の一部改正に伴い、美容師が美容所以以外の場所で行うことができる場合を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

- と、畜場法施行条例(秋田県条例第二二号)
 - 1 この条例は、と畜場法(昭和二八年法律第一一四号)の施行に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
 - 2 一般と畜場の構造設備の基準を定めることとした。(第二条関係)
 - 3 と畜場法の規定によると畜場の設置の許可等に係る手数料の徴収について定めることとした。(第三条関係)
 - 4 その他

- (一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- (二) 秋田県一般と畜場設置許可等手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第六〇号)は、廃止することとした。

秋田県立自然公園条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二号)

- 1 秋田県立自然公園条例の一部改正(第一条による改正)
 - (一) 県は、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に關する施策を講ずることとした。(第三条関係)

- (二) 特別地域内において知事の許可を要する行為として、次に掲げる行為を追加することとした。(第一五条関係)
 - 1 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 2 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 3 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - 4 (1)から(3)までに掲げる行為のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

- (三) 普通地域内において風景地保護協定に基づいて行う自然の風景地の管理等の行為は、知事への届出を要しないこととした。(第一七条関係)
 - (四) 知事は、行為規制に違反した者に対して行為の中止を命ずることができることとし、工作物等に係る権利を承継した者に対しても原状回復等を命ずることができることとした。(第一八条第一項関係)
 - (五) 知事は、原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、その者の負担において、原状回復等を自ら行い、又はその命じた者等にこれを行わせることができることとした。(第一八条第二項関係)
 - (六) 知事若しくは市町村又は公園管理団体は、土地所有者等と風景地保護協定を締結して自然の風景地の管理を行うことができることとした。(第二二条関係)
 - (七) 風景地保護協定の締結及び認可に係る公告及び縦覧の手續等について定めることとした。(第二三条、第二七条関係)
 - (八) 知事は、自然の風景地の保護活動等を行う公益法人、特定非営利活動法人等を公園管理団体として指定することができることとした。(第二八条関係)
 - (九) 公園管理団体は、自然公園内の施設の維持管理、自然公園の保護とその適正な利用の推進に關する情報提供、助言、調査等その他の業務を行うこととした。(第二九条関係)
 - (一〇) 知事は、公園管理団体に対し、業務の運営に關し改善命令をすることができることとし、当該公園管理団体が改善命令に違反したときは、その指定を取り消すことができることとした。(第三一条及び第三二条関係)
 - (一一) 四の中止命令及び(一〇)の改善命令に違反した者に対する罰則を定めるとともに、行為規制に違反した者等に対する罰金の額を引き上げることとした。(第三五条、第三八条関係)

- 2 秋田県環境影響評価条例(平成一二年秋田県条例第一三七号)の一部改正(第一条による改正)
 - (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

自然公園法の一部を改正する法律(平成一四年法律第二九号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

3 その他

(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) 次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 秋田県自然環境保全条例
- (2) 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成一一年秋田県条例第七一号)
- (3) 秋田県環境影響評価条例

秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三三号)

1 秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第七〇号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 題名を秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例に改めることとした。
(二) 鳥獣飼養登録票の交付を受けようとする者等から申請一件につき三、四〇〇円の手数料を徴収することとした。

2 秋田県環境影響評価条例の一部改正(第二条による改正)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成一五年四月一六日から施行することとした。

秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(秋田県条例第二四四号)

1 目的

この条例は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本指針を定め、並びに県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を明らかにするとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義

この条例において用いる「ふるさとの森と川と海の保全及び創造」及び「森林、河川、海岸等」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 基本指針

ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本的な指針として行わなければならないこととした。(第三条関係)

(一) ふるさとの森と川と海の保全及び創造の意義が将来にわたって県民に深く理解

されること。

(二) 県民のふるさとの森と川と海の保全及び創造のための活動が、主体的かつ継続的に行われるとともに、県、県民、事業者及び森林の所有者の連携協力が図られること。

(三) 県が施策を実施し、並びに事業者及び森林の所有者が事業活動を行うに当たっては、森林、河川、海岸等における健全な生態系の保全及び良好な景観の形成に十分配慮すること。

4 責務

ふるさとの森と川と海の保全及び創造のための県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を定めることとした。(第四条)第七條関係)

5 基本計画

知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する目標及び施策の方向その他必要な事項について定める基本計画を定めなければならないこととした。(第八条関係)

6 配慮指針

知事は、県が森林、河川、海岸等について実施し、又は助成する事業に関し、健全な生態系の保全及び良好な景観の形成への配慮が適切に行われるように、配慮指針を定めることとした。(第九条関係)

7 森林の整備に関する施策

県は、森林について、気象条件、土壌条件その他の地域の特性に応じた樹種からなる森林の造成その他の施策を講ずることとした。(第一〇条関係)

8 河川等の整備に関する施策

県は、河川、海岸及び湖沼について、多様な動植物が生息し、又は生育する良好な環境の保全及び整備その他の施策を講ずることとした。(第一一條関係)

9 ため池等の整備における配慮

県は、ため池及び農業用排水路の整備に当たっては、希少な動植物の生息地及び生育地の確保その他の事項について配慮することとした。(第二二条関係)

10 水と緑の月間

県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造についての県民の関心と理解を深めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、水と緑の月間を設けることとし、当該月間は、七月とすることとした。(第一三條関係)

11 理解を深めるための措置

県は、県民、事業者及び森林の所有者のふるさとの森と川と海の保全及び創造に

12 ついての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずることとした。(第一四条関係)

12 自発的な活動を促進するための措置

県は、県民、事業者、森林の所有者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う緑化活動その他のふるさと森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、専門的な知識を有する者の育成その他の必要な措置を講ずることとした。(第一五条関係)

13 調査研究等

県は、ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うこととした。(第一六条関係)

14 市町村に対する協力

県は、市町村がふるさと森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供その他の必要な協力を行うこととした。(第一七条関係)

15 国への要請等

県は、ふるさと森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めることとした。(第一八条関係)

16 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

1 秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二五号)

1 伝達性海綿状脳症に係る家畜の検査については、手数料を徴収しないこととした。

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県漁船登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二六号)

漁船法の一部を改正する法律(平成一三年法律第一一〇号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例(秋田県条例第二七号)

1 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六三年法律第九九号)の規定による遊漁船業者の登録を受けようとする者等から、手数料を徴収することとした。(第一条関係)

2 手数料の額を、次のとおり定めることとした。(第二条関係)

遊漁船業者の登録の申請

一件につき 一五、〇〇〇円

遊漁船業者の登録の更新の申請

一件につき 一二、〇〇〇円

3 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二八号)

1 広告物等の管理のため置かなければならない者の要件を緩和することとした。

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例及び秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二九号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第一五号)による租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例(秋田県条例第三〇号)

1 都市計画法施行令(昭和四四年政令第一五八号)第三二条ただし書の規定に基づき、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき条例で定める開発区域の面積は、五ヘクタールとすることとした。

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三二号)

1 秋田県立中央公園の県営庭球場の照明設備を使用する者から、一面一時間につき六三〇円の使用料を徴収することとした。

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

砂防法施行条例(秋田県条例第三三号)

1 趣旨 この条例は、砂防法(明治三〇年法律第二九号)の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 禁止行為 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならないこととした。(第二条関係)

3 制限行為



- 4 砂防設備の占用等の許可
砂防設備の占用又は砂防設備から土石の採取をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。(第三条関係)
- 5 許可申請
3又は4の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を添えて申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第五条関係)
- 6 許可事項の変更
3又は4の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととした。(第六条関係)
- 7 許可の更新
許可を受けた者は、許可期間の満了後引き続き当該許可に係る行為等をしようとするときは、期間満了の日の三〇日前までに申請書を知事に提出して、許可の更新を受けなければならないこととした。(第七条関係)
- 8 許可の特例
国又は地方公共団体が制限行為又は砂防設備の占用等をしようとするときは、知事との協議の成立をもって許可を受けたものとみなすこととした。(第八条関係)
- 9 地位の承継
許可を受けた者について相続、合併又は分割があった場合は、相続人又は承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継することとし、速やかに、規則で定める書類を添えて届出書を知事に提出しなければならないこととした。(第九条関係)
- 10 権利義務の譲渡
許可を受けた者は、当該許可に係る権利義務を譲渡しようとするときは、譲り受けようとする者とともに、知事の許可を受けなければならないこととした。(第一〇条関係)
- 11 届出義務
許可を受けた者が当該許可に係る行為等をしようとするとき又は中止し、廃止し、若しくは完了したときその他一定の事由が生じたときは、届出書を知事に提出しなければならないこととした。(第一一条関係)
- 12 原状回復
許可を受けた者は、許可期間が満了したときその他一定の事由が生じたときは、速やかに砂防設備又は砂防指定地を原状に回復しなければならないこととした。(第十二条関係)

- 13 新たに砂防指定地となった場合の特例
新たに砂防指定地となった場合、現に権原に基づき3の制限行為をしている者は、指定の日から三〇日以内に知事に届出書を提出したときは、六月間に限り、許可を受けた者とみなすこととした。(第十三条関係)
- 14 監督処分
知事は、3、4及び6に違反した者その他一定の事由に該当した者に対して、許可の取消等の処分又は必要な命令をすることができることとした。(第十四条関係)
- 15 占用料等
砂防設備の占用料及び土石採取料の徴収について定めることとした。(第十五条
第一九条及び別表関係)
- 16 罰則
この条例に違反した者に対する罰則の規定を設けることとした。(第二一条及び
第二二条関係)
- 17 その他
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
(二) 秋田県砂防設備占用料等徴収条例(平成一二年秋田県条例第一〇四号)は、廃止することとした。
(三) 所要の経過措置を規定することとした。

1 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三三号)
固定式荷役機械等の使用料の額を次のとおり改めることとした。
(使用時間三〇分につき)

軌道走行式	施設の区分		改正後		改正前	
	アンローダ		時間内	時間外	時間内	時間外
	二二、二〇〇円		五、五五〇円	六、九五〇円	五、五五〇円	六、九五〇円
			時間内 二二、二〇〇円	時間外 二七、八〇〇円		



2 その他
 (一) この条例は、平成一五年五月一日から施行することとした。
 (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
 臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に關する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三四号)

施設	分区		改正後		改正前	
	能代港	秋田港	時間外	時間内	時間外	時間内
船舶給水施設	外航船舶以外の船舶に給水する場合	能代港	六〇九円	七六一円	七二五円	五七二円
		秋田港	五七二円	七二五円	五八〇円	五七二円
船舶給水施設	外航船舶に給水する場合	能代港	五八〇円	六八一円	五八〇円	五八〇円
		秋田港	五四五円	五四五円	五八〇円	五八〇円

(給水1mにつき)

荷役機械	ガントリークレーン		移動式荷役機械(フォークリフト)	
	時間外	時間内	時間外	時間内
ガントリークレーン	三三、九〇〇円	三三、二〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
	三三、九〇〇円	三三、二〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円

- 1 鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第七七号)による貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八二号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三五号)
 1 県営秋の台住宅に駐車場を設置することとし、その使用料の額を一区画一月につき一、三〇〇円とすることとした。(別表第一及び別表第二関係)
 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- 学校職員の定数に關する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号)
 1 児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めることとした。
 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- 秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三七号)
 1 秋田県立野球場の位置を秋田市新屋字砂奴寄四番地の五に改めることとした。
 (第一条関係)
 2 使用時間の延長及びグラウンド・スタンド使用料の額の改定(別表第一関係)
 (一) 使用時間を午前八時から午後九時まで(現行午前八時から午後六時まで)とし、その使用料の額を定めることとした。
 (二) 入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツ以外の催物に使用するときの使用料の額を、一日につき一日の入場料の最高額の二五〇人分(現行三〇〇人分)に相当する額とすることとした。
- 3 附属施設・設備使用料の額の改定(別表第二関係)
 (一) 新たに設置する報道用放送室、温水シャワー及び夜間照明設備を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。
 (二) 会議室、放送設備及びスコアボードの使用料の額を引き上げることとした。
- 4 この条例は、平成一五年六月二日から施行することとした。
- 1 目的
 この条例は、農林水産業者が自らの経営に關する将来の展望に基づき創意工夫に富んだ意欲ある経営を展開できるよつにすること等により農林水産業の持続的な発展を図るとともに、多様で活力に満ちた農山漁村を構築することを目的とすることとした。(第一条関係)
 - 2 目的
 この条例は、農林水産業者が自らの経営に關する将来の展望に基づき創意工夫に富んだ意欲ある経営を展開できるよつにすること等により農林水産業の持続的な発展を図るとともに、多様で活力に満ちた農山漁村を構築することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義

この条例において用いる「多面的機能」、「農林水産業関連産業」及び「農林水産業者等」の用語の意義を定めることとした。(第一条関係)

3 基本理念

県は、次に掲げる基本理念に基づき、農林水産業及び農山漁村の振興を図ることとした。(第二条関係)

(一) 水田農業を基軸とし地域の特性に応じた多様な農業生産の振興、豊富な森林資源の利用の促進、水産資源の適切な管理及び増殖の推進等により、農林水産業の持続的な発展が図られるとともに、安全で良質な農林水産物が安定的に供給されること。

(二) 農林水産業の担い手が確保されるとともに、創意工夫に富んだ意欲ある経営が展開され、効率的かつ安定的な農林水産業経営が確立されること。

(三) 多面的機能が、地域の特性に応じ、適切かつ十分に発揮されること。

(四) 農山漁村について、農林水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、地域の特性を生かしながら振興が図られること。

4 責務等

農林水産業及び農山漁村を振興するための県の責務等、農林水産業者等の努力等及び県民の役割を定めることとした。(第四条、第六条関係)

5 財政上の措置

県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。(第七条関係)

6 年次報告

知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表しなければならないこととした。(第八条関係)

7 農林水産業・農山漁村振興基本計画

知事は、学識経験者等の意見を聴き、県民の意見を反映させて農林水産業・農山漁村振興基本計画を策定するとともに、これを県議会に報告し、及び公表しなければならないこととした。(第九条関係)

8 基本的施策

(一) 県は、農林水産業の競争力を強化するために必要な施策及び農林水産業関連産業の健全な発展を図るために必要な施策を講ずることとした。(第一〇条関係)

(二) 県は、経営意欲のある農林水産業者の経営基盤の強化の促進、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保並びに集落営農等の活動の促進に必要な施策を講ずるとともに、女性が個性と能力を発揮しつつ農林水産業に関する活動に参画し、並

びに高齢者がその有する技術及び能力に応じて生きがいを持って農林水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進することとした。(第一一条関係)

(三) 県は、農林水産業の生産性の向上を促進するため、農林水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずることとした。(第一二条関係)

(四) 県は、環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るために必要な施策を講ずることとした。(第一三条関係)

(五) 県は、農林水産物の評価の向上を図るとともに安全で良質な農林水産物を求める消費者等の需要に応ずるために必要な施策を講ずることとした。(第一四条関係)

(六) 県は、地産地消の推進を図るために必要な施策を講ずることとした。(第一五条関係)

(七) 県は、農山漁村の振興を図るために必要な施策を講ずることとした。(第一六条関係)

(八) 県は、県民の農林水産業及び農山漁村に関する理解と関心を深めるとともに健康的でゆとりのある生活に資するために必要な施策を講ずることとした。(第一七条関係)

9 この条例は、公布の日から施行することとした。

条
例

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二号

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例

秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号(一)中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「国家公務員及び」を「国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに）」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同項第二号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第三号中「並びに国」を「、国」に改め、「地方公共団体の機関」の下に「並びに独立行政法人等」を加え、同項第四号中「機関又は」を「機関、」に改め、「」の機関」の下に「又は独立行政法人等」を加え、同号(二)中「又は国等」を「、国等又は独立行政法人等」に改め、同号(五)中「又は」を「若しくは」に、「企業に」を「企業又は独立行政法人等に」に改める。

第十二条第一項中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政文書の公開の請求について適用し、同日前にされた行政文書の公開の請求については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に、「路程表」を「郵便線路図」に改める。

(秋田県県税条例の一部改正)

第二条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「郵便官署」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。第三十九条及び第四十一条第一項第二号において同じ。)」に改める。

第三十九条及び第四十一条第一項第二号中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

(秋田県道路占用料徴収条例の一部改正)

第三条 秋田県道路占用料徴収条例(昭和四十三年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える。

(秋田県公害紛争処理条例の一部改正)

第四条 秋田県公害紛争処理条例(昭和四十五年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

(秋田県立都市公園条例の一部改正)

第五条 秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。
第七條第四項中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第五号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

(児童福祉法関係手数料)

第四條 県は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この条において「令」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる出願又は申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第十八條の八第二項の規定に基づく保育士試験の出願 八千九百円

二 法第十八條の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請 四千二百円

三 令第十七條第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の申請 千六百元

四 令第十八條第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付の申請 千円

第十四條の見出しを「(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料)」に改め、同条中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に改め、同条第一号中「第四條第一項」を「第四十一條」に改め、同号イ中「第七條第三項各号」を「第四十九條各号」に改め、同条第二号中「第四條第一項」を「第四十六條第二項」に改め、同条第三号中「第七條ノ

秋田県知事 寺 田 典 城

第四項」を「第五十一條第一項」に改め、同條第四号中「第八條ノ三第一項」を「第五十五條第一項」に改め、同條第五号中「第八條ノ三第二項」を「第六十一條第五項」に改め、同條第六号中「第八條ノ三第二項」を「第六十一條第五項」に、「記章」を「狩獵者記章」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第四條の改正規定は平成十五年十一月二十九日から、第十四條の改正規定は同年四月十六日から、次項及び附則第三項の規定は同月一日から施行する。

(保育士登録の準備に係る手数料の徴収)

2 県は、平成十五年十一月二十九日前に児童福祉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三百三十五号)附則第二条に規定する登録に関する事務に
関し必要な準備として知事が行う事務について当該登録を申請する者から、一件につき四千二百円の手数料を徴収する。

3 秋田県標準事務関係手数料徴収条例第三十條から第三十二條までの規定は、前項の手数料について準用する。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する活動をいう。以下同じ。)の健全な発展に資するため、特定非営利活動法人(同條第二項に規定する法人をいう。以下同じ。)に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(県民税の均等割の課税免除)

第二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七條の四に規定する事業(以下「収益事業」という。)を行わない特定非営利活動法人に対しては、県民税の均等割を課さない。

2 収益事業を行う特定非営利活動法人に対しては、当該収益事業の全部が国又は地方公共団体から委託された事業であるときは、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課さない。

(不動産取得税の課税免除)

第三条 特定非営利活動法人が直接当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供する不動産を無償で譲り受けた場合（第五条第二項の規定による申請の際現に当該特定非営利活動の用に供している場合に限る。）における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さない。（自動車取得税の課税免除）

第四条 特定非営利活動法人が専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供する自動車が無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（課税免除に係る申請）

第五条 県民税の均等割について第二条の規定による課税免除を受けようとする者は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）第四十五条の申告書の提出期限までに、規則で定める申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 不動産取得税について第三条の規定による課税免除を受けようとする者は、同条に規定する不動産の取得の日から六十日以内に、規則で定める申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

3 自動車取得税について前条の規定による課税免除を受けようとする者は、秋田県県税条例第七十四条の七第一項の申告書の提出期限までに、規則で定める申請書を秋田地域振興局長に提出しなければならない。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（県民税に関する規定の適用）

2 第二条第一項の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る県民税について適用し、第二条第二項の規定は平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の県民税について適用する。

（不動産取得税に関する規定の適用）

3 第三条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

4 第四条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

（秋田県県税条例の一部改正）

5 秋田県税条例の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(秋田県税条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の秋田県税条例第四十七条第一項の規定は、施行日以後に終了する地方税法第五十二条第二項第三号の期間に係る県民税について適用し、施行日前に終了する同号の期間に係る県民税については、なお従前の例による。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七号

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の二の項の次に次のように加える。

- 一の三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)及び法の施行のための規則に基づく法第十三条第一項(法第三十二条第一項)において準用する場合を含む。)に規定する資金の貸付けに関する事務のうち、次に掲げるもの
- イ 当該資金の貸付けの申請の内容に関する調査
- ロ イに掲げるもののほか、規則で定めるもの

市町村(秋田市を除く。イに掲げる事務にあつては、市に限る。)

第二条の表九の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)」に改め、同項イ中「第十二条第一項」を「第九条第一項」に、「捕獲」を「捕獲等」に、「採取」を「採取等」に改め、同項ロ中「第十二条第三項」を「第九条第七項」に改め、「及び従事者証」を削り、同項中チ、リ、ヌ及びルを削り、同項ト中「第三十二条第二項」を「第七条第十三項」に改め、同項トを同項ヲとし、同項ヘ中「第三十二条第一項」を「第七条第十二項」に、「鳥獣捕獲許可証」を「許可証」に改め、同項ヘを同項ルとし、同項ホ中「第三十一条第二項」を「第七条第十一項」に改め、同項ホを同項ヌとし、同項ニ中「第三十一条第一項」を「第七条第十項」に、「鳥獣捕獲許可証」を「許可証」に改め、同項ニを同項リとし、同項ハ中「第二十条ノ三の規定による」を「第七十五条第一項の規定による

法第九条第一項の許可を受けた者からの」に改め、同項ハを同項チとし、同項ロの次に次のように加える。

ハ 法第九条第八項の規定による従事者証の交付

ニ 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付

ホ 法第九条第十一項の規定により返納された許可証又は従事者証の受理

ヘ 法第九条第十二項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告の受理

ト 法第十条第二項の規定による許可の取消し

第二条の表十二の項イ中「第三十一条の二第二項第十号ハ、法第六十二条の三第四項第十号ハ」を「第三十一条の二第二項第十一号ハ、法第六十二条の三第四項第十一号ハ」に改め、同項ロ中「第三十一条の二第二項第十一号ニ、法第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ、法第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改める。

第二条の表十三の項中「法第五条第一項」を「市町村（秋田市を除く。又からワまでに掲げる事務にあつては、法第五条第一項）に改め、「ある市」の下に「に限る。」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表九の項の改正規定は同月十六日から、同表十二の項の改正規定は公布の日から施行する。

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例（昭和二十三年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 一以上の町を廃止し、廃止する町の区域の全部を含む区域をもつて新たに町となるべき普通地方公共団体を設置する場合（当該廃止及び設置により町又は村の数が減少する場合に限る。）は、当該町となるべき普通地方公共団体が前項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であつても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法第八条の規定の施行に関する条例第二条の特例に関する条例の廃止)

2 地方自治法第八条の規定の施行に関する条例第二条の特例に関する条例(昭和二十九年秋田県条例第四号)は、廃止する。

秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九号

秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年秋田県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
第七条中「千分の五」を「千分の一」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県太平療育園使用料等徴収条例及び秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十号

秋田県太平療育園使用料等徴収条例及び秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(秋田県太平療育園使用料等徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県太平療育園使用料等徴収条例(昭和三十四年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「療育園」という。)」を削り、「および」を「及び」に改める。

第二条第一項第一号に次のように加える。

(四) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第四項の児童短期入所 同法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
 (五) 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第四項の知的障害者短期入所 同法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
 第三条中「療育園の施設を利用して」を削り、「、その利用の都度」を「その診療等の都度、入所する者からその使用した日の属する月の翌々月の末日までに」に改める。

(秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例(平成二年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「診療等を受ける者」の下に「、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第四項の知的障害者短期入所(以下「知的障害者短期入所」という。))に係る支援、同法第五条第三項の知的障害者更生施設支援(以下「知的障害者更生施設支援」という。))、同条第四項の知的障害者授産施設支援(以下「知的障害者授産施設支援」という。))若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第四項の児童短期入所(以下「児童短期入所」という。))に係る支援を受ける者」を加える。

第二条第一項第一号中(三)を(ロ)とし、(二)の次に次のように加える。

- (三) 知的障害者短期入所 知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
- (四) 知的障害者更生施設支援 知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額
- (五) 知的障害者授産施設支援 知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額
- (六) 児童短期入所 児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額

第三条中「診療等」を「、診療等」に、「の都度、手数料は」を「にあってはその都度、知的障害者短期入所又は児童短期入所においてはその使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援にあってはその使用した月の翌月の末日までに徴収し、手数料は、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 秋田県心身障害者コロニーにおいて社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一百一十号)附則第十八条第二項の旧措置入所者が同項に規定する期間に受ける知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援に係る使用料の額は、第二条の規定による改正後の秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例第二条第一項第一号(四)及び(五)の規定にかかわらず、同法附則第十八条第二項第一号に掲げる額とする。

秋田県高清水園使用料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県条例第十一号

秋田県高清水園使用料徴収条例

(使用料の徴収)

第一条 秋田県高清水園において、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第四項の児童短期入所(以下「児童短期入所」という。)に係る支援並びに知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第四項の知的障害者短期入所(以下「知的障害者短期入所」という。)に係る支援及び同法第五条第三項の知的障害者更生施設支援(以下「知的障害者更生施設支援」という。)を受ける者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童短期入所 児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
- 二 知的障害者短期入所 知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
- 三 知的障害者更生施設支援 知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額

(使用料の徴収時期)

第三条 使用料は、児童短期入所又は知的障害者短期入所にあつてはその使用した日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援にあつてはその使用した月の翌月の末日までに徴収する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一百一十号)附則第十八条第二項の旧措置入所者が同項に規定する期間に受ける知的障害者更生施設支援に係る使用料の額は、第二条第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額とする。

秋田県阿桜園使用料徴収条例をここに公布する。

秋田県知事 寺 田 典 城